

市の考えを問う 一般質問

12月6日・7日の2日間行われた
一般質問の主な質問(Q)と答弁
(A)の概要を掲載します。



Q 市財政の再構築に向けて

A 市民とともに考える環境を

宮崎 弘子 議員

質問一 「市の財政構造」資料や市財政再構築プランの作成は。

二 平成20年度予算編成に向け土地開発公社保有地、借地、各団体への補助金の対応は。

三 財政健全化法の意義と各財政指標の推定値について。

答弁一(市長) 資料は職員研修用に作成したもので、市民に理解しやすいように研究する。財政状況は年4回広報等で公表しているが、市民とともに考える環境を整えることが大切であり、考える機運を醸成できるよう検討していく。

二 公社保有地は19年度末には簿価約26億円となり、標準財政規模の25割以下に縮減見込み。借地解消の基本方針は18年度に策定し、財政状況を勘案しながら解消に努める。補助金は、該当団体と十分な話し合いにより対応する。

三 財政の健全度を判断する財政

指標として実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の公表が毎年義務付けられ、一部事務組合等も含まれることから負債の総合的な評価指標として評価できる。実質公債費比率は、15割台で推移し、将来負担比率の細部はまだ示されていない。

◎**その他の質問** 後期高齢者医療制度について



質問一 低所得者の保険料は国保税より高い傾向か。

二 市独自の減免と保険証の扱いについて。

三 障害者の加入に市の対応は。

四 制度の中止・撤回を国に要求することについて。

答弁一(市長) 保険料は、所得割額と均等割額の合計額で設定。低所得者には所得割額は課さず、

A Q

後期高齢者医療制度の撤回を 国に撤回を要請する考えはない

松村 和子 議員

さらに均等割額の減額を行うため低所得者に配慮した制度である。

二 法律に基づき運営するもので市独自の減免はない。資格証明書は滞納を減らすことを目的に交付するもので、納付相談の機会を増やすために有効である。

三 65歳から75歳未満の一定以上の障害者は認定を受け加入ができる。なお、医療受給者証の交付を受けている人は、加入の意思確認を実施する予定である。

四 急速な高齢化に医療費はますます増大し、医療制度の運営面で危機的状況が懸念されている。国民皆保険の維持のため創設された制度であり、国に撤回を要請する考えはない。

◎**その他の質問**

一 国保税値上げ中止を

二 妊婦無料健診の拡充を

三 図書館充実でまちづくりを